

# 短期入所生活介護



## ショートステイ「わきたの里」利用料金表

利用者負担段階(第1段階)・・・世帯全員が市町村民税非課税の方で、生活保護や老齢福祉年金を受給されている方

介護度	介護保険負担割合1割		居住費	食費	日額料金	月額料金
	施設サービス費	加算				
要介護1	596	31	0	300	927	2,7810(6,570)
要介護2	665				996	29,880(7,260)
要介護3	737				1,068	32,040(7,980)
要介護4	806				1,137	34,110(8,670)
要介護5	874				1,205	36,150(9,350)

利用者負担段階(第2段階)

- ・世帯全員が市町村民税非課税
- ・合計所得と年金収入(課税・非課税)が80万円以下
- ・預貯金が単身650万円、夫婦1,650万円以下

介護度	介護保険負担割合1割		居住費	食費	日額料金	月額料金
	施設サービス費	加算				
要介護1	596	31	370	600	1,597	47,910(7,030)
要介護2	665				1,666	49,980(7,720)
要介護3	737				1,738	52,140(8,440)
要介護4	806				1,807	54,210(9,130)
要介護5	874				1,875	56,250(9,810)

利用者負担段階(第3段階①)

- ・世帯全員が市町村民税非課税
- ・年金収入が80万円以上120万円以下
- ・預貯金が単身550万円、夫婦1,550万円以下

介護度	介護保険負担割合1割		居住費	食費	日額料金	月額料金
	施設サービス費	加算				
要介護1	596	31	370	1,000	1,997	59,910(7,290)
要介護2	665				2,066	61,980(7,980)
要介護3	737				2,138	64,140(8,700)
要介護4	806				2,207	66,210(9,390)
要介護5	874				2,275	68,250(10,070)

利用者負担段階(第3段階②)

- ・世帯全員が市町村民税非課税
- ・年金収入が120万円以上
- ・預貯金が単身500万円、夫婦1,500万円以下

介護度	介護保険負担割合1割		居住費	食費	日額料金	月額料金
	施設サービス費	加算				
要介護1	596	31	370	1,300	2,297	68,910(7,940)
要介護2	665				2,366	70,980(8,630)
要介護3	737				2,438	73,140(9,350)
要介護4	806				2,507	75,210(10,040)
要介護5	874				2,575	77,250(10,720)

利用者負担段階(第4段階・基準費用額)

市町村民税課税世帯  
預貯金額が単身、若しくは夫婦で左記の金額以上

介護度	介護保険負担割合1割		居住費	食費	日額料金	月額料金
	施設サービス費	加算				
要介護1	596	31	855	1,445	2,927	87,810(8,570)
要介護2	665				2,996	89,880(9,260)
要介護3	737				3,068	92,040(9,980)
要介護4	806				3,137	94,110(10,670)
要介護5	874				3,205	96,150(11,350)

介護保険負担割合(2割負担者)・・・介護保険負担割合が2割の方(現役並所得者)

介護度	介護保険負担割合2割		居住費	食費	日額料金	月額料金
	施設サービス費	加算				
要介護1	1,192	62	855	1,445	3,554	106,620(8,580)
要介護2	1,330				3,692	110,760(9,270)
要介護3	1,474				3,836	115,080(9,990)
要介護4	1,612				3,974	119,220(10,680)
要介護5	1,748				4,110	123,300(11,360)

介護保険負担割合(3割負担者)・・・介護保険負担割合が3割の方(現役並所得者)

介護度	介護保険負担割合3割		居住費	食費	日額料金	月額料金
	施設サービス費	加算				
要介護1	1,788	93	855	1,445	4,181	125,430(8,580)
要介護2	1,995				4,388	131,640(9,270)
要介護3	2,211				4,604	138,120(9,990)
要介護4	2,418				4,811	144,330(10,680)
要介護5	2,622				5,015	150,450(11,360)

※当施設の利用料金は、国が定めた基準に則り設定されております。なお介護保険3施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)やショートステイにつきましては、食費・部屋代の負担軽減措置を受けることができます。手続き等詳細に関しましては、当施設の生活相談員、または保険者(市町村の介護保険窓口)にお問い合わせください。

※31日目のご利用に関しましては、10割負担となります。10割負担の具体的な金額は、月額料金()をご参照下さい。

# 短期入所生活介護

## 特別養護老人ホーム「わきたの里」加算一覧表

各種加算	料金	内容
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日 18円	介護福祉士資格保有者を一定割合以上配置している場合に加算されます。
夜勤職員配置加算Ⅰ	1日 13円	夜勤時間帯に多く人員を配置した場合に加算されます。
療養食加算	1食 8円	主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、療養食が提供された場合に加算されます。
送迎加算	片道 184円	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、外泊2日目より徴収されます。
長期利用者減算	1日 -30円	連続して30日を超えて短期入所生活介護を利用した場合に減算されます。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1か月 約 1,900円	介護職員の賃金改善を目的とし、所定単位数に上乗せ(加算)される加算。加算分は介護職員の給与に上乗せされることとなります。  所定単位数×8.3% 【要介護3の場合】(737+31)×0.083×30=1,912
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1か月 約 600円	介護職員処遇改善加算Ⅰとは別に、法人の定めるベテラン職員の基準に該当する者を特に優遇して賃金改善をするための加算となります。 上記加算同様所定単位数に上乗せされます。 ※サービス提供体制強化加算を算定している場合に限りません。  所定単位数×2.7% 【要介護3の場合】(737+31)×0.027×30=622

※その他の費用(介護給付対象外)

サービスの種類	費用	内容
特別な食事	実費	ご利用者の希望により通常のメニュー以外の食事を調理し提供した場合に徴収いたします。
理・美容サービス	1,500円	REGOLITHによる出張理美容サービスをご利用いただいた場合に徴収いたします。
レクリエーション費	実費	レクリエーション等個人の希望により必要な材料費。
電気代	1日 50円	TV等電化製品を居室に置かれた場合に電気代として1日50円徴収いたします。
医療費	実費	医療機関に入院・通院された場合の治療費やお薬代はご利用者の実費となります。

※オムツ代・洗濯(クリーニング)代は原則施設側が負担致します。

※宮若市では、生活保護受給者のショートステイの長期利用は原則禁止されています。

※要支援1～要介護2までの方は、30日を超える連続利用をする前に負担上限に達しますので介護保険内で受けることができる連続利用日数が30日を下回り、その分10割負担の日数が増加します。

例) 利用上限が28日の場合29日、30日、31日目の3日間が10割負担